

下線部は、令和3年度と異なる部分です。

広島市養育支援訪問(育児・家事援助)業務実施仕様書

1 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 派遣方法及び援助員について

- (1) 派遣方法（派遣対象者、派遣期間、主な援助内容、派遣回数、派遣時間）については、区地域支えあい課又は児童相談所（以下、区地域支えあい課等）が作成する支援計画のとおりである。委託事業者は、支援計画の記載事項に基づき援助員派遣計画を作成し、援助員を派遣する。
- (2) 援助員は区地域支えあい課等と委託事業者の協議により定める。市は、委託事業者が援助員として選考した者について、要件に該当する者であるか確認するため、委託事業者に必要な情報の提供を求めることができる。
- (3) 援助員は、次に掲げる要件に該当する者とする。
 - ① 育児及び家事に関する援助・指導を適切に実行する能力を有すること。
 - ② 心身ともに健康であること。

3 業務内容等

(1) 委託業務の範囲

委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- ア 広島市養育支援訪問（育児・家事援助）事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条に規定する援助の実施に関すること。
- イ 援助の実施に係る打ち合わせへの参加に関すること。
- ウ その他実施事業に関する必要な事務に関すること。

(2) 報告事項等

- ア 委託事業者は援助員の派遣を行ったときは、援助員派遣実施報告書（個別）（様式第7号）を作成し、派遣後速やかに区地域支えあい課等に提出する。
- イ 委託事業者は、派遣を実施した日が属する月の翌月10日（3月実施分は3月31日）までに、利用者の押印のある派遣内容確認書（第6号様式）及び派遣実施報告書（総括）（第8号様式）を区ごとに作成し、区地域支えあい課等に提出する。
- ウ こども未来局こども・家庭支援課が必要と認めるときは、業務の実施状況に係る検査または、必要な資料の提供及び報告、若しくは必要な指示をすることができる。

4 委託料について

- (1) 市は、派遣時間及び時間区分に基づく単価により算出した料金を、援助を実施した委託事業者から提出された実施報告書に基づき実績払いするものとする。
- (2) 市は援助実施1回当たりにつき、派遣対象者宅への交通費・駐車料金の実費相当額を委託事業者に支払うものとする。
- (3) 市は、事前連絡なく又は定められた期間までに連絡なく、派遣対象者の都合により、援助を実施できなかった場合には、委託事業者に対し、派遣時間及び時間区分に基づく単価の20%の料金を

支払うものとする。

- (4) 市と委託事業者の協議により、複数の援助員を派遣する場合は、派遣時間及び時間区分に基づく単価に援助員の人数を乗じた料金を支払うものとする。
- (5) 委託事業者は、業務を履行した月の翌月10日までに援助員派遣請求書（第9号様式）により、こども・家庭支援課に請求する。

5 危害行為への対応

派遣対象者から援助員が故意に危害行為（法令違反その他著しく常識を逸脱する行為）を受けた場合は、当日の援助を中断し、退避すること。その後、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく危険行為が繰り返される場合は、市は委託事業者と対応を協議すること。

6 賠償責任保険

市は、当該損害に係る治療費等を負担しない。このため、委託事業者は、援助員派遣の実施に当たっては、当該派遣に関する業務に係る賠償責任保険に加入すること。

7 個人情報の取扱いに関する事項

委託事業者は、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、広島市個人情報保護条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。

8 その他

- (1) 市は、委託事業者がこの仕様書に掲げる事項及び委託業務に対し、特に指示した事項について違反したとき又は誠実に履行する見込みがないと認めたときは、契約を解除することができる。
- (2) 市は、必要があると認めたときは、業務の実施状況を調査することができる。
- (3) 委託事業者は、責任を持ってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、その都度協議のうえ実施するものとする。